



## 高画質でよみがえった昭和初年

宿舎での笑顔



勝山に向けて進軍する津山中学生

昨年未岡山県津山市から、ライブラリーセンターと同じビルに入っている山陽放送サービスを通して、市内中心部にある写真館がお持ちの9.5ミリフィルムをDVDにコピーして欲しいという依頼がありました。津山市が戦前の貴重な映像として資料館に保管したいというものでした。このフィルムは山陽放送が、10年前に一度、手回し映写機を使ってビデオに起こしたことのあるフィルムでした。2時間近くに及ぶフィルムの内容は、昭和4年1929年からおよそ10年間の津山市や美作市、それに山陰地方の観光地などを撮影した貴重なものです。しかもプロが撮影しただけあって、構図や露出、撮影方法などにも優れ、ニュースフィルムとしての価値が非常に高いものでした。中でも旧制津山中学が昭和5年1930年に軍事教練の仕上げとして行った1泊2日の行軍演習は、生徒たちが中学校

の正門を出て西の勝山までおよそ50キロの山野を、ゲートルを巻き背嚢を背負って行軍していくもので、銃剣の付いた歩兵銃を手に、指揮官の指示に従って空砲を撃ちながら行軍していく様子は、このわずか8年後に起こる日中戦争と、それに続く太平洋戦争の泥沼を思い起こさせるに十分な映像でした。16歳から17歳という生徒たちの、宿舎などで見せる屈託の無い笑顔は、あの戦争にどんな人たちが駆り出されていたのかということを知らせてくれているようでした。

### 民放連の著作権研修会より

#### 「公衆送信権」



著作権法第23条に（公衆送信権等）という条文があります。「著作者は公衆送信される著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。」と規定されたこの権利は、私たち放送局の関係者にとって極めて重要なものです。

公衆送信とは、公（一般の視聴者など）に対して受け手の意思とは関係なく一方的に送信する「放送権」と「有線放送権」。受け手の求めに応じて機械が自動的に送信する「自動送信権」。求めに応じて送り手がその都度物理的な手続きを経て送る「手動送信権（条文にはありません）」。それらの準備段階としての「送信可能化権」に細かく分かれます。

普通のテレビ局やラジオ局はこのうちの「送信権」の対象となる施設です。この「著作者は...公に伝達する権利を専有する。」とは放送されようとしている著作物の権利者が、局に対して放送してもいいよ、と言ったり、放送したらだめだよ、という権利を自分だけが持っているということです。ですから、番組のディレクターは放送しようとする番組の中に他の人の著作物が無いかどうか常に気にしていなければなりません。

特に注意の必要なのが、誰かの家にカメラを持ち込んで撮影する場合です。「お気に入りの一点」などのようにその著作物が被写体そのものである場合は分かりやすいのですが、その部屋にもし、絵画やオブジェがあれば、ディレクターはカメラフレームの中に写り込むかどうかを常に気にしていなければなりません。また、建物が一般的な住宅ではなく、デザイナーズハウスなどの場合は、外観以外はすべて著作権が認められています。建物の持ち主が撮影を許可しても、デザイナーの許可が無ければ撮影は出来ません。

センターではせっかく与えられた二度目のフィルム起こしの機会に、映像をハイビジョンで保存し、新たに企画ニュースを組むと共に、エリアの遺産として役立てていくことにしています。

区役所がまもなく入居

政令指定都市移行に伴う岡山市中区役所のプレオープンまであと1ヵ月余り。市民が多く訪れるカウンターは二階に出来るため、ちょっと階段を上げればすぐライブラリーセンターです。このため、市民向けの番組上映やPR展示を行うための準備を今進めており、しばらくは忙しい日が続きます。